

○木更津市民総合福祉会館管理規則

昭和59年3月30日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和59年木更津市条例第10号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、木更津市民総合福祉会館（以下「会館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第11条第1項の規定により会館の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日（2日以上連続して使用しようとするときは、その初日をいう。）の1年前から使用しようとする日の3日前までに木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、使用許可申請期日については、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請書の提出期間において、当該期間の初日又は末日が休館日に当たるときは、それぞれその直前の開館日を当該期間の初日又は末日とする。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、会館の使用を許可したときは、木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可、取消し及び変更)

第4条 会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその取り消し又はその内容の変更をしようとするときは、木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可申請書に木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書を添えて使用する日の3日前（当該日が休館日に当たるときは、その直前の開館日とする。）までに指定管理者に提出しなければならない。

2 使用許可の変更は、他の使用に支障を生じない限り、これを許可するものとする。

3 指定管理者は、使用の取り消し又は変更を許可したときは、木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書を使用者に交付するものとする。

4 指定管理者は、条例第13条の規定により会館の使用を許可しないとき、又は条例第14条の規定によりその使用を制限し、若しくはその許可を取り消し、若しくは停止させると

きは、木更津市民総合福祉会館使用不許可（取消・停止）通知書（別記第3号様式）を申請者又は使用者に交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第5条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで附属設備、器具等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 許可を受けないで館内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

（入館の制限）

第6条 指定管理者は、条例第12条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をする者又はそれらの物品及び動物（盲導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者
- (2) その他管理運営上支障があると認められるとき、又は必要な指示に従わない者

（使用料）

第7条 条例第15条第1項に規定する使用料は、使用者が木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書の交付を受けるとき納付するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

2 条例第15条第2項に規定する福祉団体等は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第16条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可申請書を提出するときに併せて木更津市民総合福祉会館使用料減額（免除）申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第17条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、木更津市民総合福祉会館使用料還付申請書（別記第5号様式）に使用料納付済証及び木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請による使用料の還付は、全額とする。

（準備及び原状の回復）

第10条 会館の使用の準備及び原状の回復は、指定管理者の指示に従いすべて使用者がこれに当らなければならない。

2 使用者は、使用終了後直ちに指定管理者に使用終了の申出をしなければならない。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 この規則施行の際、改正前の木更津市民総合福祉会館管理規則の規定に基づき使用の許可を受けている者については、改正後の木更津市民総合福祉会館管理規則の相当規定に基づき許可されたものとみなす。

附 則 (平成元年3月31日規則第26号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月19日規則第34号)

この規則は、平成元年7月30日から施行する。

附 則 (平成3年12月21日規則第32号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月4日規則第5号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年8月19日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年9月24日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第64号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前に改正前の木更津市民総合福祉会館管理規則の規定により作成した様式用の用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（平成15年4月18日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の木更津市民総合福祉会館管理規則の規定により調整された帳票は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年9月30日規則第33号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。（後略）

附 則（平成21年3月25日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月25日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規則第74号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 1 月20日規則第 1 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第39号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第17号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条第 2 項）

団体名
木更津市
社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
君津郡市広域市町村圏事務組合
公益社団法人木更津市シルバー人材センター
木更津市民生委員児童委員協議会
木更津市遺族会
木更津市身体障害者福祉会
木更津市車椅子友の会
木更津市視覚障害者福祉会
木更津ろうあ協会
木更津市手をつなぐ親の会
木更津市シニアクラブ連合会
木更津手話サークル
君津地区保護司会木更津支部
木更津市赤十字奉仕団
君津地区更生保護女性会木更津支部

木更津市保育協議会
日本赤十字社千葉県支部木更津地区
木更津市国際交流協会

別記

第1号様式（第2条・第4条第1項）

木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者・住所

氏名

（団体の場合は、団体名、代表者名）

電話番号

次のとおり木更津市民総合福祉会館の使用を（取消し、変更）したいので申請します。

使用施設	地域福祉センター		働く市民センター		共 用		
	☐ 第1会議室 ☐ 第1研修室 ☐ 第2会議室 ☐ 第2研修室 ☐ 第1談話室 ☐ 教 養 室 ☐ 第2談話室		☐ 和 室 ☐ 料理実習室 ☐ 第3会議室 ☐ 講 習 室 ☐ 音 楽 室 ☐ 第4会議室 ☐ 第3研修室		☐ 市民ホール ☐ 市民ロビー ☐ ホワイエ ☐ 談話文化コーナー ☐ 図書コーナー ☐ 幼児コーナー		
	使用日時	年 月 日	午前 時 分から	午後 時 分まで	時 分まで	時 分まで	
		年 月 日	午前 時 分から	午後 時 分まで			
	行開事催等日の時	年 月 日	午前 時 分から	午後 時 分まで	時 分まで	時 分まで	
使及用び目内約容					使 用 人 員 （入 場 人 員）		
					人		
使用責任者の住所・氏名・電話							
備考	☐ 模様替え ☐ 広告の掲示 ☐ 設備の付加 ☐ チラシの配布 上記該当事項の内容を詳細に記入するとともに、その他参考事項を記入						
取消し・変更の理由							
使用料	☐ 無料	☐ 有料	規定使用料	追 加 使 用 料	減 免 額	納 付 額	還 付 額
			円	円	円	円	円
許年月可日	年 月 日			許可番号	第 号		
許可条件							

第2号様式（第3条・第4条第3項）

木更津市民総合福祉会館使用（取消・変更）許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあつた木更津市民総合福祉会館の使用（取消し、変更）を次のとおり許可します。

使用施設	地域福祉センター		働く市民センター		共 用		
	☐ 第1会議室 ☐ 第1研修室		☐ 和 室 ☐ 料理実習室		☐ 市民ホール		
	☐ 第2会議室 ☐ 第2研修室		☐ 第3会議室 ☐ 講 習 室		☐ 市民ロビー		
	☐ 第1談話室 ☐ 教 養 室		☐ 音 楽 室 ☐ 第4会議室		☐ ホワイエ		
	☐ 第2談話室		☐ 第3研修室		☐ 談話文化コーナー		
使用日時	年 月 日		午前	時 分から	午後	時 分まで	
	年 月 日		午後	時 分から	午後	時 分まで	
行開事催等日の時	年 月 日		午前	時 分から	午後	時 分まで	
	年 月 日		午後	時 分から	午後	時 分まで	
使用及び目的内容						使用人員 (入場人員)	
						人	
使用責任者の住所・氏名・電話							
備考	☐ 模様替え ☐ 広告の掲示 ☐ 設備の付加 ☐ チラシの配布 上記該当事項の内容を詳細に記入するとともに、その他参考事項を記入						
取消し・変更の理由							
使用料	☐ 無料	☐ 有料	規定使用料	追加使用料	減 免 額	納 付 額	還 付 額
			円	円	円	円	円
許年月可日	年 月 日		許 可 番 号	第 号			
許可条件							

注 意 事 項

- 1 この許可書は、使用当日必ず受付に提出してください。他人に譲つたり、貸したりすることはできません。
- 2 総合福祉会館の使用又は入場については、係員の指示に従ってください。
- 3 使用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含みます。
- 4 定められた場所以外での喫煙はしないでください。
- 5 火気の使用については、特に注意してください。
- 6 使用終了後は、設備や器具を元の状態に戻してください。
- 7 総合福祉会館内で許可なく物品販売をしたり、利用目的以外の宣伝をしたりするは固くお断りします。
- 8 その他、木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び同管理規則を守るとともに他人に迷惑を及ぼすことのないよう使用してください。

(裏)

第3号様式（第4条第4項）

木更津市民総合福祉会館使用不許可（取消・停止）通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けで申請のあつた許可をした木更津市民総合福祉会館の使用は、次に
許可することができません
より使用許可を取消したので通知します。
停止した

許 可 番 号	
不許可 取消しの理由 停 止	

この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第8条）

木更津市民総合福祉会館使用料減額（免除）申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者・住所
氏名
(団体の場合は、団体名、代表者名)
電話

木更津市民総合福祉会館の使用料の減額（免除）を受けたいので、木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び同管理規則の規定に基づき申請いたします。

使用施設	地域福祉センター	働く市民センター	共 用
	☐ 第1会議室 ☐ 第1研修室 ☐ 第2会議室 ☐ 第2研修室 ☐ 第1談話室 ☐ 教 養 室 ☐ 第2談話室	☐ 和 室 ☐ 料理実習室 ☐ 第3会議室 ☐ 講 習 室 ☐ 音 楽 室 ☐ 第4会議室 ☐ 第3研修室	☐ 市民ホール ☐ 市民ロビー ☐ ホワイエ ☐ 談話文化コーナー ☐ 図書コーナー ☐ 幼児コーナー
	年 月 日午 前後	時 分から午 前後	時 分まで
	年 月 日午 前後	時 分から午 前後	時 分まで
	使用及び目的内容	使 用 人 員 (入 場 人 員) 人	
減額(免除)をとする理由			
備考			
※決定	規 定 使 用 料 の 額	減 額 (免 除) す る 額	
	円	円	

(注) ※欄は、記入しないでください。

第5号様式（第9条第1項）

木更津市民総合福祉会館使用料還付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者・住所

氏名

（団体の場合は、団体名、代表者名）

電話

年 月 日付け第 号で許可のありました木更津市民総合福祉会館の使用については、次により使用できませんので、前納した使用料を還付していただきたいので申請いたします。

使用できない理由	
還 付 申 請 額	円
納 付 済 額	円
使 用 予 定 日 時	年 月 日午前 時 分から午後 時 分まで 年 月 日午前 時 分から午後 時 分まで
使 用 予 定 室 名	
備 考	
(注) 添 付 書 類	1 使用料納付済証 2 市民総合福祉会館使用取消許可書

別記第1号様式（第2条・第4条第1項）

第2号様式（第3条・第4条第3項）

第3号様式（第4条第4項）

第4号様式（第8条）

第5号様式（第9条第1項）